

立教大学と独立行政法人放射線医学総合研究所との教育研究協力に関する協定書 (抜粋)

学校法人立教学院立教大学（以下「甲」という。）と独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「乙」という。）は、連携大学院方式により、甲における教育研究活動の一層の充実を図るとともに、乙の研究活動の推進及びその成果の普及を促進することにより、我が国における学術及び科学技術の発展に寄与することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（客員教員の委嘱）

第1条 甲は、教育研究活動を一層活性化するために、乙と協議の上、甲の教員として十分な見識・専門知識を有する乙の研究者を、甲の客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）に委嘱する。

2 この場合、客員教員候補者の資格審査は、「立教大学客員教員規程」に準じて、甲が行う。

（客員教員の委嘱の要件）

第2条 客員教員の委嘱に当たっては、次の各号を要件とする。

- (1) 甲は報酬を支給しないこと。
- (2) 委嘱を受ける者の乙においての本務に支障がないこと。
- (3) 甲の管理運営に関する業務に従事させないこと。
- (4) 任期は1年とし、年度ごとに更新するものとする。

（客員教員の業務と役割分担）

第3条 客員教員は、甲の要請に応じて、乙において必要と認める場合には、甲の学生（以下「学生」という。）に対し、副指導教員として研究指導等を行うことができる。

2 副指導教員としての客員教員は、主指導教員との連携の下、学生の研究指導等に関し補完的な役割を担う。その際、学生の学修状況を考慮し、実情に応じて適切な指導を行うものとする。

3 客員教員は、甲の要請に応じて、乙において必要と認める場合には、甲の教育活動に対する協力を行うことができる。

（学生の乙における受入）

第4条 乙において研究指導等を受ける場合の学生の身分及び遵守事項等は、乙の定めるところによるものとする。

（研究成果の公表）

第5条 学生は、乙において研究指導等を受けて得た研究成果で、甲の課程の履修の範囲内のものにあつては、原則として公表できるものとする。

2 個々の案件については、乙の定めるところとし、乙は甲の了承を得るものとする。

（知的財産権の取扱い）

第6条 学生が乙において客員教員から研究指導等を受けて得た研究成果による知的財産権の取扱いは、甲乙協議により定めるところによるものとする。

(秘密の保持)

第7条 学生は、乙内で知り得た乙の技術上の秘密その他の機密事項を甲の教員又は第三者に漏洩してはならない。

(事故の報告・問題解決)

第8条 学生が研究指導等を受けている際やその他乙内において事故にあった場合は、乙は遅滞なく甲に報告するものとする。ただし、軽微な場合は、この限りでない。

2 教育を行う上で、学生の故意又は重大な過失により、標本資料、設備機器等を亡失、破壊又は損傷し、乙又は第三者に損害を与えた場合は、甲と乙は協力してその解決に当たるものとする。

(研究指導に関する経費)

第9条 客員教員の研究指導に要する経費（物件費及び旅費をいう。）は、甲が甲の予算の範囲において乙に措置するものとする。なお、乙において教育研究を行う場合に必要な消耗品等については、甲から乙に持ち込むことができるものとする。

(学生の保険加入義務)

第10条 甲は学生に対し、学生教育研究災害傷害保険（同等程度以上の補償内容を有する他の保険を含む。）に加入することを義務づけるものとする。

(協定の見直し)

第11条 この協定は、連携大学院方式に係わる事項の進展によって生じた諸問題に対応するとともに、諸制度の改正に応じて、甲と乙の協議により変更を行うことができるものとする。

(協定に定めのない事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、必要に応じてその都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の前までに甲、乙いずれかからも終了の申し出がない場合は、1年を単位に期間を延長するものとし、以後も同様とする。